

# フランス母子保護制度の形成における民間事業と国家政策 —ギユスターヴ・ドロンの活動を通じて（1889～1930年）—

岡 部 造 史

## 要旨

フランスにおける母子保護制度の形成過程において、19世紀末から1930年代前半までの時期は、民間あるいは自治体の事業が隆盛をみせた反面、国家政策の進展があまりみられなかった時期とされる。その理由としてはこれまで、政府や国家の側の事情が指摘されてきたが、民間事業の側の態度や動向も考慮すべきではないか。本稿はこのような問題意識の上に立ち、北フランスの工業都市トゥルコワンの市長で、当時においてきわめて先進的な母子保護事業を設立した政治家ギユスターヴ・ドロンの活動を取り上げた。

結論としては、以下の点を指摘した。ドロンにおいて母子保護における民間事業と国家政策との関係は、具体的な施策によって異なっており、たとえば産児休暇といった母親の地位や権利にかかわる施策では国家政策による全国一律の実現が何よりも優先された反面、乳幼児検診といった実際の事業に関しては民間事業の自発性が重視され、国家政策はそれを補完するレベルのもののみが提案されていた。当時のフランスの代表的な民間母子保護事業を組織した人物が、国家の母子保護政策を積極的に推進する立場を必ずしも取っていないことは、フランス母子保護制度の形成を考える際にひとつの示唆を与えるものといえる。当時の母子保護をめぐる国家政策の消極性は、こうした民間事業の側の事情からも説明されなければならない。

## 課題の設定

本稿の目的は、19世紀末から20世紀前半におけるフランスの母子保護制

度 Protection maternelle et infantile (PMI) の形成過程を、民間事業と国家政策との関係という観点から検討することにある<sup>1)</sup>。そしてその際の方法として、この両者の推進に大きく寄与した、ひとりの人物の活動に焦点を当ててみたい。

近年、フランス福祉史の研究がさかんになりつつあるが、母子保護の歴史<sup>2)</sup>はその中でも、これまであまり取り上げられてこなかった領域といえる。その端緒とされるのは1874年の乳幼児保護法であるが、その後いくつかの改革を経て、最終的に1945年の「母子保護に関するオルドナンス (行政命令) ordonnance」<sup>3)</sup>によって現代の母子保護制度の基礎が築かれたとされる (表1)。19世紀後半の乳幼児保護政策は、やがて彼らを産み育てる母親の健康状態への関心をも引き起こし、20世紀半ばには母親の産児休暇や産前検診といった措置を含む包括的な母子保護制度へと発展していったのである。

ところで、表1にみられるように、国家による母子保護政策が本格的な発展をみせるのは基本的に1930年代後半以降のことであり、それまでは法律自体がほとんど制定されておらず、また制定された法律の内容も、1913年の産児休暇法などを除いてかなり穏健なものにとどまっていた。しかしこのことは19世紀末から1930年代前半までにおいてこの問題に対する社会的関心が低かったことを意味するものではなく、むしろ人口増加率の低下の深刻化、フェミニズム運動の高揚<sup>4)</sup>、さらに第一次大戦による甚大な人的被害といった当時の歴史的状況は、民間ないし自治体によるさまざまな母子保護事業を醸成した<sup>5)</sup>。つまり、この時期には主にこうした種類の事業が母子保護の発展に大きな役割を果たしていたということができる<sup>6)</sup>。

では、民間 (または自治体) による母子保護事業がさかんになったにもかかわらず、それが国家政策の大幅な進展に結びつかなかった理由は何であったのか。この問題について先行研究は、当時の政府の「退嬰主義 immobilism」や国家の財政事情、さらに民間事業が有する道徳的影響力の重視といった、いわば国政レベルの側の動向にその要因を求めてきた<sup>7)</sup>。これらの要因は確かにそれ自体妥当なものと考えられるが、当時における民間・自治体レベルの母

表1：フランスの母子保護に関する法律の変遷

法律公布の年月	法律の名称	法律の内容
1874年12月	乳幼児、とりわけ里子の保護に関する法律（通称ルーセル法。本稿では乳幼児保護法と表記）	家庭外で「賃金と引き換えに」養育される満2歳未満の子どもへの保護と監視を規定。
1913年6月	妊産婦の休暇に関する法律（通称ストロース法。本稿では産児休暇法と表記）	妊娠中の女性による休暇の取得（任意）、商工業施設で雇用される女性の産後4週間の休暇の義務、休暇期間中の手当金の支給を規定。
1935年10月	乳幼児保護に関する1874年12月23日法を修正する政令	1874年乳幼児保護法の改正（母親が援助を受けている子ども、一時的に親が不在の子どもなどへの保護の拡大。子どもの年齢は3歳までに引き上げられることなどを規定）。
1939年7月	家族とフランスの出生率に関する政令（通称家族法典）	産院における妊婦の保護、乳幼児死亡への対処などを規定。
1942年12月	母性と乳幼児の保護に関する法律	夫婦の婚前検診、妊婦の産前検診、特別な事情がある妊婦への家庭訪問、生後6歳までの子どもへの家庭訪問などを規定。
1945年11月	母子保護に関するオルドナンス	妊婦の産前産後検診などを除いて、1942年法とほぼ同じ内容。

出典: DUVERGIER, J. B., *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements et avis du Conseil d'Etat.*

子保護事業の隆盛といった点を考慮するならば、それらの事業の態度や動向もこうした状況に影響を与えていたと考えられる。これまで、民間・自治体の母子保護事業の発展は国家政策の進展へとつながるものとして捉えられる傾向にあったが<sup>8)</sup>、はたして両者の関係はそのような単純なものであったのか。民間事業、あるいはそれをおこなった人物は、国家政策に対して具体的にどのような態度を示したのか。彼らにおいて民間事業と国家政策との関係はどのように理解されていたのか。こうした点について検討することが、本稿の中心的な作業となる。こうした課題設定は、近年問題とされている、福祉史を単線的に描

くことへの批判としての意味をも持ち得るものとする<sup>9)</sup>。

上記の課題に取り組むために、本稿では北フランスの繊維工業都市トゥルコワン Tourcoing の医師で、20世紀前半に長期にわたってその市長を務めたギュスターヴ・ドロン Jean-Baptiste Gustave Dron (1856~1930) の活動を取り上げる<sup>10)</sup>。彼は20世紀前半のトゥルコワンの社会政策・都市政策全般を大きく前進させたことで知られている人物であるが、特に力を注いだのが児童保護や母子保護の領域であった。彼が1904年に設立した「乳幼児保護事業団」は当時としてはきわめて稀な、総合的な母子保護事業の団体であり、その後このタイプの事業のモデルとして全国的に知られるにいたったものである。一方、彼は第三共和政前半期 (1870~1914年) の社会政策の策定に大きな影響力を発揮したとされる「医師議員 physician-legislators」(エリス) のひとりであり<sup>11)</sup>、国政レベルにおいても下院と上院の双方において母子保護政策の策定に尽力している。これらの点から、彼の活動の分析は、母子保護に関する当時の政治家の活動の、ある意味で典型的な事例を提供するものとする。

ドロンの母子保護に関する活動については、すでにカトワールによる修士論文が存在し、本稿もこの研究に多くを負っている。ただしこの論文でも彼の民間事業と国家政策との関係について、前者が後者を促進したといった直線的な理解にとどまっており、本稿の問題意識に対応するものではない<sup>12)</sup>。以下ではまず、ドロンの活動の舞台となったトゥルコワンにおける母子保護の状況について概観し、次にドロンが主導した母子保護事業の内容を明らかにする。そして最後に、こうした事業をおこなったドロンが国家の母子保護政策に関してどのような態度を示したのかについて検討したい。なお、本稿で主に使用した史料は『フランス共和国官報 *Journal Officiel de la République française*』所収の議会史料であるが、ドロンの事業についてはトゥルコワン市立文書館 Archives municipales de Tourcoing (以下註では AMT と略記) 所蔵の史料も参照した<sup>13)</sup>。

## I. 19世紀末トゥールコワンにおける母子保護の状況

トゥールコワンはフランス最北部のノール Nord 県に属し、ベルギーとの国境に位置する都市である（図1）。かつてのフランドル地方に属するこの都市は古くから毛織物工業が盛んな農村都市であったが、19世紀の工業化・都

図1：フランス・ノール県の地図

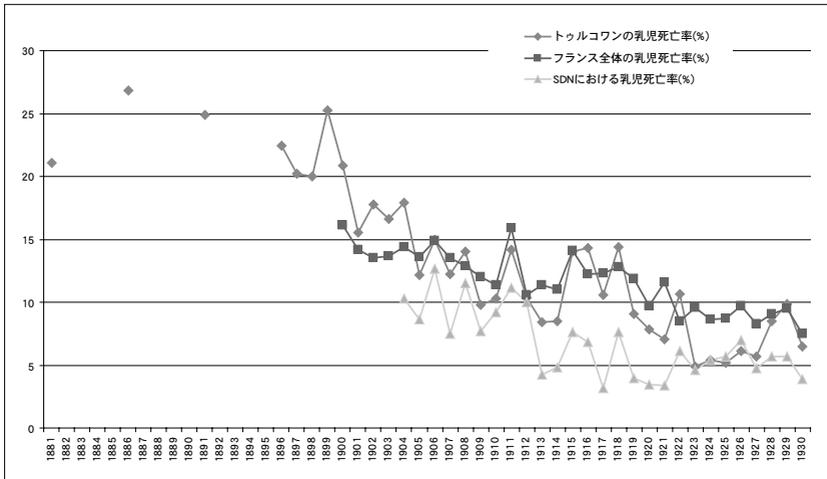


出典：ボニー・スミス、井上堯裕／飯泉千種訳『有閑階級の女性たち フランスブルジョア女性の心象世界』法政大学出版局、1994年。ただし都市名の表記は本稿で使用したものと若干異なっている。

市化の中で主に羊毛を扱う繊維工業都市として大きく発展し、近隣の県都リールLille、ルーベ Roubaix 及びアルマンティエール Armentières の三都市とともに北フランスの一大繊維工業地帯を形成していた。また人口面でもリールやルーベほどの発展はみられなかったものの、19世紀半ばから20世紀初めにかけて2万8千人から8万5千人へと約3倍に増加している。一方、この地域は急激な工業化・都市化に伴い、労働者の貧困問題が最も鮮烈な形で現れた地域であり、19世紀末のトゥルコワンもまたそうした多くの問題を抱えた状態にあった<sup>14)</sup>。

では、当時のトゥルコワンにおける母子保護の状況はどのようなものであったのか。前述のように、フランスでは1874年に初の乳幼児保護法が成立し、乳幼児の生命と健康の保護のために公権力が監視をおこなうことが定められた<sup>15)</sup>。しかしこの法律は乳幼児全般を保護の対象としてはおらず、乳母や子守女などに預けられて家庭の外で養育される満2歳未満の子どものみを保護するという内容のものであった。したがって、ここでの乳幼児の保護は一部の子どもだけに限定されており、さらにこうした子どもを預かる乳母や子守女が法律で義務づけられていた届出をおこなわないことも多かったため、この法律による保護の効果は実際にはさらに限られていたと思われる<sup>16)</sup>。事実、ノール県ではこの法律は1880年から施行されているが、トゥルコワンの乳児死亡率（満1歳未満の子どもの死亡率）をみると、法律施行から1900年代まで大きな減少を示しておらず（グラフ1）、乳幼児の死亡を防ぐという点でこの法律の効果が薄かったことがうかがえる。

しかしこの法律における子どもへの医療視察では、やがて乳母や子守女による育児にとどまらず、一般の家庭の育児についても多くの問題が指摘されるようになった。たとえばトゥルコワンの乳幼児の視察を担当した医師の一人は1886年に、子供を預かる乳母の「献身」と「賢明なる素直さ」を指摘する一方、問題は子どもの両親の習慣にあるとし、またその前年には、家庭においてうまく育てられていない子どもが、乳母に預けられた先でもまもなく死んでしまうことが多いことを指摘している<sup>17)</sup>。その結果、より広範な範囲で



グラフ1：トゥルコワンにおける乳児死亡率（1881～1930年）

出典: CATOIRE, *op. cit.*, pp.17, 104, 110より作成。

の乳幼児保護実践が医師たちによって求められることになった。

一方、出産前後の母親、特に働く母親の保護については、1890年代初めまで全国的に何の政策も講じられていなかった。よく知られているように繊維工業で働く女性の割合は比較的高く、19世紀末から20世紀初めのノール県では繊維業の労働力全体の約3割から4割を占め、しかもその割合は年々増加傾向にあった<sup>18)</sup>。しかし彼女らはそうした状況にあって、衛生面などにおいて劣悪な環境での長時間の労働に従事することを余儀なくされていた<sup>19)</sup>。1892年には女性労働者の労働時間の規制や職場環境の改善などを定めた児童・女性労働法が成立するが、トゥルコワンを含むノール県の繊維工業地帯において、そうした労働法は総じて遵守されなかったとされる<sup>20)</sup>。しかもノール県の女性繊維労働者は結婚後も工場での仕事を続ける場合が多く、また妊娠した場合も出産間近まで働き、また出産後はすぐに仕事に復帰するのが通例であった<sup>21)</sup>。働く母親のこうした状況は、当然ながら子どもの早産・死産や生まれつきの虚弱体質といった問題を引き起こすものであった。

こうした中、ノール県の繊維工業地帯において母親の保護を担ったの

は、地元のブルジョワ女性による慈善事業<sup>22)</sup>や都市自治体の事業であった。前述のように19世紀末から20世紀初めのフランスにおいてこうした事業が活発化するが、ノール県でもリールやルーベなどにおいて母性慈善協会 *sociétés de la charité maternelle* や保育所 *crèches*、母性共済組合 *mutualités maternelles* といった団体の活動がみられた<sup>23)</sup>。しかしトゥルコワンではこうした事業はあまりみられず、リールやルーベに比べて母子保護への取り組みは十分なものではなかったといえる。

以上のように、19世紀末のトゥルコワンにおいて、乳幼児保護あるいは母子保護はきわめて不十分な状態にあったが、こうした状況はおおむねフランス全体についてあてはまるものであったと考えられる。こうした中、都市自治体の後援による民間事業という形でこの問題の解決を図ろうとしたのが、20世紀前半の市長ギュスターヴ・ドロンであった。

## II. ドロンの母子保護事業

— トゥルコワンの「乳幼児保護事業団」を中心に（1904～1930年） —  
まず、ドロン（図2）の経歴について一瞥しておきたい<sup>24)</sup>。ノール県南部の農村名士の家に生まれた彼は、パリで医学の学位を取得した後、1880年から医師としてトゥルコワンに居を定め、生涯をこの地で過ごすことになる。やがて彼は地方政界に進出し、1884年にはトゥルコワンの市議会議員、その3年後にはノール県議会議員となる。さらに1889年には市長に当選し、1919年まで20年間務めた後、1925年から1930年に死去するまでの時期にも再び同じ職に就いている。前述のように、彼は市長としてトゥルコワンの社会政策・都市政策を大きく前進させていくことになるが、彼がどのような経緯から都市の社会問題、特に母子保護の問題に関心を持つに至ったのかについて、詳しいことはわかっていない。しかし先行研究は医師として労働者階級の人々と接する中で、彼がそうした問題に関心を持つようになったことを指摘している<sup>25)</sup>。

では、ドロンは、具体的にどのような母子保護事業を構想し、実現させたのか。彼は市会議員の時代から市内の病院における子どもや出産の専門



図 2：ドロンの肖像写真

出典：AMT 2AS/1.

部署の設置や保育所の建設に携わっているが、その母子保護事業の代表的なものとして挙げられるのが、前述の「乳幼児保護事業団 Sauvegarde des nourrissons」（以下SDNと略記）（図3）である。

SDNは、ドロンを委員会の議長として1904年3月に発足した民間団体である<sup>26)</sup>。その目的は、当初の規約では、窮乏状態の中で子どもを出産した女性に対する援助とされていたが<sup>27)</sup>、1912年の新たな規約では「出生率の上昇に努め、乳児死亡の原因と戦うことによって人口減少を阻止すること」とされ<sup>28)</sup>、事業の目的がより拡大されたものとなっている。もともとこの事業はドロンが当時パリなどでおこなわれていた乳幼児検診 *consultation des nourrissons* やミルク配給所 *goutte de lait* といった乳幼児保護事業の影響を受けて設立したものとされるが<sup>29)</sup>、以上の規約からは、当初から母親の保護も含む事業として構想されていたことがうかがえる。

表2はその主な活動内容を示したものだが、そこからは、1900年代においてSDNがすでに母親の保護、乳幼児検診、家庭訪問といった母子保護の主要な活動をカバーしていたことがわかる。さらに第一次大戦後には、産前検診などに加えて母親庭園（図4）の開設といったユニークな活動も展開して

表2：乳幼児保護事業団の主な活動内容（1930年代における）

活動名	開始年	内容
母親の授乳への援助	1904?	自ら授乳する母親への金銭などの援助。
乳幼児検診	1904	乳幼児の身長体重測定、診察、母親への助言。
乳幼児へのミルク支給	1904	母乳で育てられていない子どもに対して、独自の牛の飼育場から新鮮かつ安全なミルクを支給（1908年からは自宅に直接配付）。
家庭訪問	1907	乳幼児検診における育児教育の継続。子どもの健康状態の監督、家族の状況の把握。
母親の授乳の監督	1913?	1913年の産児休暇法成立に伴い実施。子どもに授乳していない母親を県に報告。
母親庭園（図4）	1924 (1925?)	呼吸器系の病気を予防する観点から、乳幼児を日々の外出によって温度変化に慣れさせる目的で設置。母子に対して庭園スペースを開放
遺伝疾患の診断・治療サービス	1927	子どもの流産、死産、早期の死亡などを避ける目的で実施。
紫外線治療	1927	くる病や発育の悪い子どもなどに対して実施。
産前検診	1928	妊婦に対する検診
出産シェルターと医務室	1928	妊産婦の保護、母親の病気などの際の子どもの受け入れ

出典：LEROY, L., *La Sauvegarde des Nourrissons de Tourcoing*, 1933 (AMT, 2AS/1);  
*Les oeuvres d'hygiène sociale de Tourcoing*, Georges Frère, 1936 (AMT, 2AS/1);  
 CATOIRE, *op. cit.*, pp.83-97.

おり、1930年代には多様な活動からなる総合的な母子保護事業を形成するにいたっていた。

ところで、こうした広範な事業が可能であった理由として、この事業が民間事業と公的扶助機関と市議会との「密接な結合」を基盤としていたことが挙げられる<sup>30)</sup>。たとえばSDNの会員について、1912年の規約では正規会員に



図 3：乳幼児保護事業団の建物

出典：ドロンに関する専用ホームページより引用 ([http://www.tourcoing.fr/patrimoine/gustave\\_dron/index.php?menu=2&smenu=15](http://www.tourcoing.fr/patrimoine/gustave_dron/index.php?menu=2&smenu=15): 最終確認日: 2014年2月26日)



図 4：母親庭園の様子

出典：ドロンに関する専用ホームページより引用 ([http://www.tourcoing.fr/patrimoine/gustave\\_dron/index.php?menu=2&smenu=15](http://www.tourcoing.fr/patrimoine/gustave_dron/index.php?menu=2&smenu=15): 最終確認日: 2014年2月26日)

は市議会議員や市の公的扶助機関である養育院 hospice や救貧局 bureau de bienfaisance の管理委員会のメンバーを含むことが規定されていた。またその具体的な活動についても、たとえば乳幼児検診の建物やミルクを製造するため

の牛舎や工場を提供したのは市の養育院であり、その一方で、困窮した産婦への援助には救貧局が関与していた<sup>31)</sup>。さらに財政面でも、当初個人の寄付などによって収入を確保することが意図されていたが、実際の収入は市からの補助金とその多くを占めていた<sup>32)</sup>。ドロンはこれについて、SDNとは、民間事業が運営をおこない、公的扶助機関が活動手段を提供し、市議会が必要な財源を準備するという、民間団体と公的機関、さらに地方自治体との協力体制を意味するものだと述べている。そしてこうした協力体制は、母子保護が貧困大衆のレベルにまで達し、かつ乳幼児への持続的なサービスを保証するための必要不可欠な条件とされていた<sup>33)</sup>。

では、この母子保護事業は実際に効果をあげたのか。前述のように、1912年の規約では事業の目的として、出生率を上昇させることと乳児死亡に対処することが掲げられていた。このうち出生率の問題については残念ながら本稿では十分なデータを得ることができなかったが、乳児死亡率についてはカトワールがすでに詳細な分析をおこなっている(グラフ1)。それによれば、SDNが設立された1904年以降、トゥルコワンの乳児死亡率は第一次大戦の時期を除いて全体的に大幅な下降傾向にあり、フランス全体のそれを下回ることになった。またSDNの保護を受けた子どもの乳児死亡率は1920年代の一時期を除いて、常にトゥルコワン全体の乳児死亡率を下回っていた<sup>34)</sup>。このことのみをもってSDNの効果を判断することはできないが、SDNの保護を受けた乳児の比率が年々増加する傾向にあり、特に第一次大戦以降はほとんど常にトゥルコワン全体の乳児の5割以上を占めていたことから<sup>35)</sup>、SDNの活動が少なくとも一定の成果をあげるものであったことが推測できる。そしてこのことが、市議会や住民から一貫した支援を受け、また事業内容を恒常的に拡大することを可能にしてきたと考えられる。

以上のように、ドロンは1904年から1930年までの期間に、全国的な政策に先駆けて、多様な活動からなる総合的な母子保護事業の構築に成功したといえる。それは地域社会において一定程度の支持を得るものであっただけでなく、母子保護事業のモデルとして全国的にも注目されることになった。で

は、こうした全国でも類をみない母子保護事業を発展させたドロンは、国政レベルの政策に対してどのような態度を示したであろうか。以下ではこの問題について検討する。

### Ⅲ. 国政におけるドロンの母子保護活動（1889～1930年）

すでに1880年代半ばから地方政界に進出していたドロンは、労働者や小売業、一部の間層などの広範な支持を背景として、1889年には共和派の候補として下院議員に当選する<sup>36)</sup>。市長になった後も彼はこの職を維持し、さらに1914年からは上院議員として生涯国政に携わることになる。政治党派としては1900年代以降与党となる急進（共和）派 radicaux に属していたドロンは、国政の場においても社会政策に大きな関心を示し、そのいくつかの施策において中心的な役割を果たした。また政治家としてだけでなく、公的扶助高等評議会議長、労働高等評議会議長、乳幼児保護高等評議会副議長などの社会問題に関する行政ポストも歴任している<sup>37)</sup>。

前節においてみたように、都市レベルでの母子保護事業を設立・指導したドロンは、国政の場においても母子保護に多大な関心を寄せたが、実際に積極的な活動をおこなったテーマとして、女性の産児休暇と、乳幼児検診の普及の二つが挙げられる、以下ではこの二つをめぐる彼の活動を検討する。

#### Ⅲ-1. 産児休暇をめぐる議論

フランスにおいて、働く女性が妊娠・出産した際の休暇の問題が国政の場で取り上げられたのは、1880年代後半のことである<sup>38)</sup>。当時、下院では女性及び子どもの労働規制に関する法案が議論されていたが、そこでの条項のひとつとして産児休暇の法制化が提案された。1889年に下院議員となったドロンはこの法案を検討する労働委員会に参加しており、1890年の下院審議において積極的にこの条項を擁護している<sup>39)</sup>。また同年この条項が否決されると、同じ内容を別の法案として下院に再び提出し、さらにその検討委員会の報告者も務めるなど、産児休暇の法制化に並々ならぬ努力を傾けている<sup>40)</sup>。

この法案は下院の第一読会では可決されたものの、結局法律として成立することはなかった。しかしその後、1900年代末に産児休暇法案が再び国会に提出されると、彼は下院の労働委員会の副議長として再びそれを擁護する論陣を張った。この時の法案が後に1913年の産児休暇法として成立することになる。

この産児休暇法は、働く女性に対して出産前の休暇の取得を認め、また出産後4週間の休暇については義務とし、さらに出産前後において最大8週間分の手当金を受け取る権利を認めるというものであった。ただし一方で出産後の休暇と手当金の支給は商工業において働く女性にのみ認められており、さらに手当金の支給は「資力に欠く」女性のみに限られるなど、必ずしもすべての女性に開かれたものではない、妥協的な性格のものでもあった。しかしここでのドロンの構想は、そのように実際に法制化された限定的な母子保護にとどまるものではなかった。たとえば彼は下院での法案審議において以下のように述べている。

〔中略〕 くりかえしますが、我々は今日提出されている法案を可決すればすべての義務を果たしたと考えるわけではありません。私としては、家庭の母親への扶助の義務という原則を提案し、それを支持するための最初の機会であるとする所存であります。ここでの原則とは、困窮した母親だけでなく〔中略〕この扶助を求めるすべての家庭の母親のためのものであり、定期的に組織される視察による監督といったいくつかの義務に従うことを承諾することのみが扶助を受けるための条件であるというものです。

〔中略〕

我々はさらに進んで、家族の負担を考慮し、家庭における子どもの数に応じて報奨金が与えられるようにしなければなりません。」<sup>41)</sup>

(〔 〕内は引用者。以下同様)

このように、産児休暇の問題においてドロンが実際に構想していたのは、いわば国民的規模での母子保護であり、後のいわゆる家族手当制度を先取りする要素すら含むものであったといえる。つまり彼にとって1913年の産児休

暇法とは、その最初のステップとしての意味を持つものであった。

では、ドロンにおいてこの産児休暇法という国家政策は、民間の母子保護事業とどのような関係に立つものであったのか。これについて示唆的なのは、下院での法案審議における彼の以下のような発言である。

「〔中略〕私は、議会での手続ではなかなか結果が得られないということに気づき、大都市の市長として、この都市において母親への扶助を実現する決心をした次第です。私はこの扶助がフランス全体に広がることを望んでいます。」<sup>42)</sup>

彼はさらに続けて、トゥルコワンでは毎年650から700人の母親がSDNを利用し、その結果「注目すべき成果」が得られていることを紹介し、議場から喝采を受けている。ここからは、自らの母子保護事業の成果を示すことで国政レベルの政策の有効性を強調するという意図がうかがえる。つまりドロンにおいて、民間事業とは国政レベルでの政策の実現が進まない場合の代替策としての意味を持つと同時に、国家政策の成立を促すひとつの契機としての役割を果たすものであった。彼は産児休暇制度の実現に関しては、基本的に国家政策を重視しており、民間事業はむしろそのための補助的な手段とみなしていたといえる。

しかし、彼が上記の発言において、母親への扶助の全国レベルでの普及について述べた際、それは果たして全国的な政策の実現を意味するものであったのか、それとも民間事業の自発的な拡大を意味するものであったのか。この点について明らかにするために、以下では1920年代の乳幼児検診の普及をめぐるドロンの議論を検討する。

### Ⅲ－２．乳幼児検診の普及をめぐる議論

1874年の乳幼児保護法の制定後、その保護範囲の拡大を求める議論が出てきたことは本稿のⅠにおいて述べた通りだが、1900年代以降、乳幼児保護法の改正を求める動きが国政レベルで起こることになる。この動きは第一次大戦後も継続し、多くの法案が出され、最終的に1935年の乳幼児保護法の改

正（表1参照）に帰結することになる<sup>43)</sup>。

1904年にSDNを設立したドロンであったが、彼が国政レベルにおいてこの問題にかかわるのは上院議員となった第一次大戦後のことである。大戦直後は戦争で失われた人口の回復という観点から乳幼児保護が一層の急務となっていた時期であるが、彼は1920年7月に乳幼児検診の奨励に関する議員法案を上院に提出している。この法案はその後、2年前に同じく上院議員のポール・ストロース Paul Straussが提出していた議員法案と合わせて上院の法案検討委員会で検討され、1874年乳幼児保護法の改正案として提示された<sup>44)</sup>。この改正案はその後上院において審議されるが、ドロンはここでも報告者として委員会を代表して答弁することになる<sup>45)</sup>。以下ではこの議員法案の内容から、彼の母子保護政策構想についてみていく。

ドロンの法案は、それまで民間あるいは自治体レベルにおいて乳幼児検診が果たしていた役割を法的に承認することによって、その各地における設置を奨励するというものであった。それによれば、生まれた子どもが満2歳になるまで定期的に検査を行うために組織された乳幼児検診は、認可 *agrément* を受けた後に国家の乳幼児保護のために用いられることができる。認可の条件としては、公的扶助機関による監督を受け入れること、乳幼児への家庭訪問の実施、乳幼児の健康状態の定期的な記録といった事柄が含まれる。さらに認可を受けた検診は、産児休暇の際の手当金の支給といった国家政策の実施にも関与するものとされていた<sup>46)</sup>。

さらに彼は法案の趣旨説明の中で、大都市などと異なり人口の少ない街や村では乳幼児検診を設置するのは難しいという意見に対して、ノール県とそれに隣接するパ＝ド＝カレ県、西部のロワール＝アンフェリウール（現ロワール＝アトランティック）県、そして第一次大戦中の被占領地域の三つの事例を挙げ、検診がいかに容易に設置できるものであるかを力説している。特にノール県に関してはトゥルコワンのSDNについて言及し、自分が「規模の大きな検診」を設立することで人々に「模範を示すことに努めていた」ことを述べている<sup>47)</sup>。ここからは、地方の民間事業を基盤として、全国レ

ヴェルでの乳幼児検診の拡大を図ろうという姿勢をみることができる。

しかしここで注意すべきは、ドロンにとって乳幼児検診の普及・拡大とは、国家政策によって全国一律に強制的に実施されるものではなかったという点である。たとえば彼は法案の中で以下のように述べている。

「強制の法 lois de contrainteは、たとえそれが個人ではなく市町村のみに適用されるものであっても、我が国においてはなじまないものであり、そのような措置は抵抗を受けてその解決を長い間待たなければならないことになるでしょう。しかし我々はそれを待っていられるような状況にはありません。[中略]執行権の權威を[中略]感じられるようにさえすれば、短期間で[法律で強制するのと]同様の結果を生み出せる可能性があるというのに、どうして奨励と説得という方法を試そうとしないのでしょうか。」<sup>48)</sup>

このように、乳幼児検診の普及は、法律による強制ではなく、あくまでも「奨励と説得」によっておこなった方が抵抗も少なく、より効率的に実現できるというのが、ここでのドロンの主張であった。彼は産児休暇については法律による全国一律の実施を求めていたが、乳幼児検診の普及に関しては、むしろ地方の自発性に依拠して進める方が確実であるとの認識に立っており、彼にとって母子保護事業の普及とは、国家政策を排除するものではないにせよ、むしろ民間事業などの自発的な拡大を意味するものであった。SDNにおいて地方自治体等との密接な協力体制を志向していたドロンにおいて、国家政策もまた民間事業に完全に取って代わるものではなく、むしろ両者の並存として認識されていたといえる。

さらに、ここでの法案における乳幼児検診の規模は、いわば最低限のレベルのものが想定されていた。たとえばドロンは検診の設置がいかに容易であるかについて、以下のように述べている。

「実際、乳幼児検診というのは非常に単純なものなのです！ 冬には暖房が入る部屋、学校または役場の部屋と、秤がひとつあれば十分です。後のことは医師が引き受けますし、何人かの熱心な人びとが彼を手伝いますので。」<sup>49)</sup>

本来、ドロンにとって乳幼児検診とは、自らが設立したSDNと同レベルのものが望ましかつたであろうことは想像に難くない。しかし実際には、農村部を含めた国内のすべての地域での検診の実施を可能にするために、彼は設置が最も容易かつ費用のかからないタイプのものを奨励せざるを得なかった。すなわち、彼は自らの母子保護事業を全国的な政策として提示するにあたって、施策の規模そのものを最初から大きく縮小することを余儀なくされたのであり、民間の母子保護事業を国家政策に発展させることは、この点で最初から大きな譲歩を意味するものでもあった。

しかしこうした譲歩にもかかわらず、このドロンの法案を含む乳幼児保護法改正案は、上院において可決されたが、その後多くの修正が加えられ、乳幼児検診に関する部分はその過程の中で削除され、法制化されずに終わることになる。

## 結論

19世紀末のフランスにおいて、地方の医師として子どもや母親の健康問題に直面したドロンは、自らが住む都市において大規模な民間母子保護事業を設立し、さらに国政レベルにおいても母子保護政策の進展に尽力した。しかし、本稿において明らかになったように、彼にとって母子保護における民間事業と国家政策との関係は、個々の施策によって異なるものであった。まず母親の産児休暇をめぐることは、彼は国家政策による制度化を重視しており、民間事業はその代替策あるいは補助的な手段として位置づけられていた。一方、乳幼児検診の普及をめぐることは、母子保護事業をめぐる民間または自治体のイニシアティブを喚起する方策を提示するにとどまり、民間事業における自発性を最も優先していたといえる。つまり、産児休暇のような母親の地位や権利にかかわる施策については国家政策による全国一律の実現を重視し、民間事業をそのための補助的手段とみなす一方、乳幼児検診のような具体的な事業の発展をめぐることは民間事業の有する自発性を重視し、国家政策はそれを補完・奨励するレベルにとどめるといえるのが、母子保護における民間事業と国家政策との関

係をめぐるドロンの基本的な主張であったように思われる。

本稿における考察は、ひとりの人物の活動に着目した、きわめて限定的なものに過ぎない。しかし当時のフランスのいわば代表的な民間母子保護事業を組織した人物が、国家の母子保護政策については積極的に推進する立場を必ずしも取っていなかったことは、フランス母子保護制度の形成を考える際にひとつの示唆を与えるものといえよう。19世紀末から1930年代前半までのフランスにおける民間（もしくは自治体）の母子保護事業の隆盛は、この問題に対する社会的関心の増大を示す反面、全国レベルの政策の強化には必ずしも結びつかない性格のものであり、当時の母子保護をめぐる国家政策の消極性は、こうした民間事業の側の事情からも説明されなければならない。このような状況は1930年代後半の国内環境及び国際情勢の変化<sup>50)</sup>によって初めて、新たな展開をみせることになる。

追記：本稿作成にあたっては、フランス・トゥルクワン市立文書館及びノール県文書館のスタッフから多大な助言・協力を頂いた。この場を借りて感謝の意を表したい（Je remercie le personnel des Archives municipales de Tourcoing et des Archives départementales du Nord pour leurs conseils et collaboration）。

なお、本稿は平成22-24年度科学研究費補助金（課題番号22530619）による研究成果の一部である。

## 註

- 1) 現代フランスにおける「母子保護」とは、おおよそ現在のわが国における「母子保健」に相当する内容のものであるが、本稿では、現代フランスでは「労働法典」に分類される産児休暇制度なども含むものとして用いている。なお、現代フランスにおける母子保護制度については、とりあえず以下の文献の説明を参照。THEVENET, Amédée, *L'aide sociale en France*, « Que sais-je ? », 8<sup>e</sup> édition, Paris, PUF, 2007(1973), pp.11-16.

- 2) フランス母子保護の歴史については、とりあえず以下の研究を参照した。  
CRISLER, Jane E., « *Saving the Seed ;* », *The Scientific Preservation of Children in France during the Third Republic*, Ph. D. diss., University of Wisconsin-Madison, 1984 ; STEWART, Mary Lynn, “Protecting Infants: The Long Campaign for Maternity Leave” in Do., *Women, work and the French State: Labour Protection and Social Patriarchy, 1879–1919*, McGill-Queen’s University Press, 1989, ch.8.; NORVEZ, Alain, *De la naissance à l’école : santé, modes de garde et préscolarité dans la France contemporaine*, Paris, PUF/INED, 1990, ch.4 ; ROLLET-ECHALIER, Catherine, *La politique à l’égard de la petite enfance sous la III<sup>e</sup> République*, Paris, PUF/INED, 1990 ; KLAUS, Alisa, *Every Child a Lion : the Origins of Maternal and Infant Health Policy in the United States and France, 1890–1920*, Ithaca&London, Cornell University Press, 1993.
- 3) このオルドナンスは現在では「公衆衛生法典 Code de la santé publique」の中に含まれており、以下のインターネットのホームページで閲覧可能である。<http://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006072665&dateTexte=20130915>（最終確認日：2014年2月26日）
- 4) コヴェンとミッチェルによれば、前世紀転換期の欧米諸国では女性団体が母子福祉活動に貢献することで自らの権利主張をおこなっていったとされる（KOVEN, Seth and MICHEL, Sonya, “Womanly Duties: Maternalist Politics and the Origins of Welfare States in France, Germany, Great Britain, and the United States, 1880-1920”, *American Historical Review*, v.95, n.4, 1990, pp.1076-1077）。またクラウスも、19世紀後半において女性の権利を求める活動家たちが母子保護事業の主要な後援者であったとする（KLAUS, *op. cit.*, p.125）。
- 5) たとえば、1913年の公式報告によれば、母子保護に携わった民間事業や地方自治体の数は、政府補助金の対象となったものだけでも約1400に

のぼっていた。

- 6) こうした事業に関する個別研究として、たとえば以下のものがある。DE LUCA, Virginie et ROLLET, Catherine, *La pouponnière de Porchefontaine : L'expérience d'une institution sanitaire et sociale*, Paris, Harmattan, 1999.
- 7) STEWART, *op. cit.*, p.169; KLAUS, *op. cit.*, p.116.
- 8) たとえば、ドロンと同じ時代に活躍した政治家ポール・ストロース Paul Straussに関する以下の研究を参照。FUCHS, Rachel G., «The Right to Life : Paul Strauss and the Politics of Motherhood” in ACCAMPO, Elinor A. et als, *Gender and the Politics of Social Reform in France, 1870-1914*, Baltimore and London, The John Hopkins University Press, 1995, p.95.
- 9) これと関連して、最近の西洋社会福祉史研究においては、その歴史の複合的性格(「福祉の複合体」)が指摘され、福祉国家に向かう「単線的進歩史」としてのみ捉える従来の理解が批判されている。この点については、高田実「「福祉の複合体」の国際比較史」(高田実・中野智世編『近代ヨーロッパの探究15 福祉』ミネルヴァ書房、2012年所収)、6, 13頁などを参照。
- 10) ドロンについては、フランス・リール第三大学の修士論文や地方史研究において多くの文献が存在するが、本稿では彼の活動全般に関する文献として、とりあえず以下のものを参照した。SIMON, Bruno, *Gustave Dron 1856-1930*, Mémoire de maîtrise, Villeneuve d'Ascq, Université de Lille III, 1988 ; DESCHAMPS, Pierre, *Gustave Dron (1856-1930), un promoteur de l'action sociale collective dans le Nord*, n.d ; AMEYE, Jacques, “Un philanthrope, le docteur Gustave Dron, député(1899-1914), et sénateur du Nord(1914-1930), maire de Tourcoing(1899-1919 et 1925-1930)” *Tourcoing et le pays de Ferrain*, n.22, 1996, pp.42-49 ; DECHAMPS, Pierre et VANREMORTERE, Florent, “Un promoteur de l'action sociale collective dans le Nord : Gustave Dron”, *Prevoyance sociale, passé et présent*, n.37, 1998, pp.3-19; Numéro Spécial « Gustave

- Dron (1856-1930) », *Tourcoing et le pays de Ferrain*, n.42, 2012. なお、トゥルコワン市立文書館は現在以下のホームページにおいてドロンの人物・業績に関する紹介をおこなっている。http://www.tourcoing.fr/patrimoine/gustave\_dron/index.php?menu=1 (最終確認日：2014年2月26日) 一方、地方史研究以外でドロンの活動に焦点を当てた歴史研究は管見の限りほとんどみられないが、以下の論文は彼の1890年代の労働立法に関する議論を扱っている。STEWART, Mary Lynn, « Setting the Standards: Labor and Family Reformers” in ACCAMPO et als., *op. cit.*, pp.106-127.
- 11) ELLIS, Jack D., *The Physician-legislators of France : Medicine and politics in the Early Third Republic, 1870-1914*, Cambridge University Press, 1990.なおエリスはドロンを、特に児童保護や産業衛生などで活躍した議員として評価している (*ibid.*, p.241).
- 12) CATOIRE, Sergine, *Gustave Dron et la politique de la petite enfance à Tourcoing (Fin XIXème-1930)*, Mémoire de maîtrise, Villeneuve d'Ascq, Université de Lille III, 2000 ; Do., « Gustave Dron et la politique de la petite enfance à Tourcoing (Fin XIX<sup>e</sup>-1930) », *Tourcoing et le Pays de Ferrain*, n.29, 2000, pp.29-55.
- 13) ドロンの「乳幼児保護事業団」に関する史料群は整理番号2ASとしてまとめられており、本稿でもこの史料群を用いた。
- 14) 19世紀のトゥルコワンについては、とりあえず以下の文献を参照した。AMEYE, Jacques, *La vie politique à Tourcoing sous la Troisième République*, La Madeleine-lez-Lille, Silic, 1963 ; TOULEMONDE, Jacques, *Naissance d'une métropole : histoire économique et sociale de Roubaix et Tourcoing au XIX<sup>e</sup> siècle*, Tourcoing, Georges Frère, s.d(1966); TRENARD, Louis(dir.), *Histoire d'une métropole: Lille, Roubaix, Tourcoing*, Toulouse, Privat, 1977 ; LOTTIN, Alain(dir.), *Histoire de Tourcoing*, Dunkerque, Westhoek-Editions des Beffrois, 1986. なお、トゥルコワンを含むノール県の社会経済的状況については、

- 以下の邦語文献も参照。井上幸治「18世紀におけるノール県の織物工業 —転形期の諸問題—」同編『ヨーロッパ近代工業の成立』東洋経済新報社、1961年所収、服部春彦『フランス産業革命論』未来社、1968年、第三章。
- 15) 1874年乳幼児保護法とそのノール県における実施過程については、岡部造史「フランスにおける乳幼児保護政策の展開 —ノール県の事例から—」（『西洋史学』第215号、2004年）を参照。
- 16) 乳幼児のうち、家庭外で養育されていた子どもが実際にどれくらいの割合で存在したのかについては、こうした届出不履行のために数量的な把握が困難であるが、『フランス・アルジェリア都市保健衛生統計 *Statistique sanitaire des villes de France et d'Algérie*』の数値によれば、1892年から1899年のトゥルコワンにおいて、家庭の外に預けられていた子ども（よその市町村から来た子どもも含む）は、出生数全体の8～10パーセントを占めていた。
- 17) ここでの医師の報告については、ノール県文書館所蔵の県知事報告・県議会議事録（série 1N）に掲載されている以下の年度の乳幼児保護業務報告（以下PEPAと略記）を参照した（カッコ内は報告年度）。  
*PEPA(1885)*, p.19; *ibid (1886)*, p.706.
- 18) 国勢調査の数値による。
- 19) HILDEN, Patricia, *Working Women and Socialist Politics in France, 1880-1914: A Regional Study*, Oxford University Press, 1986, pp.103-104.
- 20) HILDEN, *op. cit.*, p.103.
- 21) HILDEN, *op. cit.*, pp.34-37. なお、労働者階級の女性が結婚後も賃金労働に従事し続けたのかという問題については、*ibid.*, pp.278-279 (Appendix) も参照。
- 22) 19世紀末の彼女らによる慈善活動については、SMITH, Bonnie G., *Ladies of the Leisure Class : The Bourgeoises of Northern France in the Nineteenth Century*, Princeton Univ. Press, 1981, ch.6（井上堯裕／

- 飯泉千種訳『有閑階級の女性たち フランスブルジョワ女性の心象世界』法政大学出版局、1994年、第6章）を参照。
- 23) このうち母性慈善協会は出産前後の母親と子どもに対する在宅援助をおこなう組織で、母性共済組合は出産時にかかる費用を共済組合形式で支給する事業である。これらの事業全般についてはとりあえず、KLAUS, *op. cit.*, pp.113-118, 186-189, 198-205を参照。なお19世紀ノール県の保育所については、岡部造史「保育所の成立と発展に関する試論—19世紀フランスの事例から—」（『生活科学研究（文教大）』第30集、2008年）の第II章と第III章も参照。
- 24) ドロンの経歴について、本稿ではCATOIRE, *op. cit.*, pp.48-62を主に参照した。
- 25) SIMON, *op. cit.*, p.18; CATOIRE, *op. cit.*, p.51.なお、ドロンは1883年から1887年まで乳幼児保護法の医療視察を担当する視察医師 *médecin-inspecteur*の職務を担当しているが、そこでの報告には乳幼児保護に対する関心がほとんどみられない（PEPA (1883), p.572, *ibid* (1884), p.21, *ibid* (1885), p.19, *ibid* (1886), p.706, *ibid*(1887), p.731)。
- 26) ただし先行研究の中にはSDNを市長であるドロンが主導する都市自治体の事業とするものも少なくない。確かに財政面などにおいてこの事業がトゥルコワン市と深いつながりを有しており、実質的に市の事業であったとみることも可能であろうが、公式にそのような形で設立されたものではないので、本稿ではあくまでも民間事業として扱っている。なお、当時のフランスの民間団体をめぐる法的枠組みについては、とりあえず高村学人『アソシアシオンの自由（共和国）の論理』勁草書房、2007年、第4章第3節を参照。
- 27) SDNの当初の規約については、JULIEN, Dr. L., *Le lait à Tourcoing: L'Oeuvre de la Sauvegarde de nourrissons de la ville de Tourcoing*, Lille, Le Bigo frères, 1906 (AMT, 2AS/ 1), pp.22-24のものを参照した。
- 28) AMT, 2AS/2.

- 29) CATOIRE, *op. cit.*, pp.63-66. 乳幼児検診については岡部「フランスにおける乳幼児保護政策の展開」、14-15頁も参照。なおミルク配給所もほぼ同様の内容の事業であった (Cf. KLAUS, *op. cit.*, pp.62-63)。
- 30) AMT, 2AS/3. “Sauvegarde des nourrissons: Reconnaissance d'utilité publique, Rapport du Maire”, p.1.
- 31) AMT, 2AS/3. “Sauvegarde des nourrissons...”, p.2.
- 32) CATOIRE, *op. cit.*, p.98.
- 33) AMT, 2AS/4. “Rapport du maire concernant les contrats entre la ville et les oeuvres d'hygiène sociale, 1933” cité par CATOIRE *op. cit.*, p.100.
- 34) ただしカトワールの示す数値は表によって若干のばらつきがみられる。本稿では最も詳細な数値を採用した。
- 35) カトワールによれば、トゥルコワンで生まれた1歳未満の乳児のうち、SDNに加入した子どもの比率は1904年には約36パーセントであったのが、1920年には約60パーセントにまで上昇し、その後もドロンの死亡する1930年までほとんど50パーセント台を維持していた (CATOIRE, *op. cit.*, p.102)。
- 36) AMEYE, *op. cit.*, pp.27-31.
- 37) ドロンの全国レベルにおける政治・行政の経歴については、以下の2つの議員辞典も参照した。JOLLY, Jean (dir.), *Dictionnaire des parlementaires français : notices biographiques sur les ministres, députés et sénateurs français de 1889 à 1940*, Paris, PUF, 1960-1977 : tome 4, pp.1491-1493 ; MENAGER, Bernard et als, *Les parlementaires du Nord-Pas-de-Calais sous la III<sup>e</sup> République*, Villeneuve d'Ascq, CRHEN-O/Université de Lille III, 2000, pp.188-189.
- 38) この時期の産児休暇をめぐる議論全般については、STEWART, *op. cit.*, pp.173-190を参照。
- 39) *Journal Officiel de la République française, Chambre des députés*,

- Débats parlementaires* (以下*J. O., Chambre, Déb. parl.* と略記), Séance du 8 juillet 1890, p.1379.
- 40) PROPOSITION DE LOI concernant le repos obligatoire pour les femmes, présentée par M. Gustave Dron, député (...), Annexe n.1191(Session ordinaire – Séance du 7 février 1891) in *J.O., Chambre, Documents parlementaires* (以下*Doc. parl.*と略記), 1891, p.364 : RAPPORT fait au nom de la commission du travail chargée d'examiner les propositions de loi : 1 de M. Emile Brousse ; 2 de M. Gustave Dron, ayant pour but d'interdire le travail industriel aux accouchées pendant un certain délai et de les indemniser de ce chômage forcé, par M. Gustave Dron, député, Annexe n.2027(Session ordinaire –Séance du 29 mars 1892) in *J.O., Chambre, Doc. parl.*, 1892, pp.724-736.
- 41) *J.O., Chambre, Déb. parl.*, 1<sup>re</sup> séance du 5 juin 1913, p.1735.
- 42) *J.O., Chambre, Déb. parl.*, 1<sup>re</sup> séance du 5 juin 1913, p.1730.
- 43) このプロセスについては、ROLLET-ECHALIER, *op. cit.*, pp.257-270を参照。
- 44) RAPPORT fait au nom de la commission chargée d'examiner: 1.la proposition de loi de M. Paul Strauss tendant à la révision de la loi du 23 décembre 1874 sur la protection des enfants du premier âge : 2. la proposition de loi de M. Gustave Dron tendant à reconnaître et à encourager les consultation de nourrissons, par M. Paul Strauss, (...), Annexe n.393(Session ordinaire – Séance du 2 juin 1921) in *J.O., Sénat, Doc. parl.*, 1921, pp.834-845.
- 45) 当初、この委員会の報告者はポール・ストロースであったが、その後彼が大臣となったため、審議においてはドロンが代わりに報告者を務めた (ROLLET-ECHALIER, *op. cit.*, p.267)。
- 46) PROPOSITION DE LOI tendant à reconnaître et à encourager les consultations de nourrissons, présentée par M. Gustave Dron, (...),

Annexe n.380(Session ordinaire – 2<sup>e</sup> séance du 27 juillet 1920) in *J.O. Sénat, Doc. parl.*, 1920 (以下PROPOSITION DE LOI de Dron(1920)と略記) pp.1093-1094.

47) PROPOSITION DE LOI de Dron (1920), *op. cit.*, pp.1089-1091.

48) PROPOSITION DE LOI de Dron (1920), *op. cit.*, p.1091

49) PROPOSITION DE LOI de Dron (1920), *op. cit.*, p.1089.

50) たとえば1939年の「家族法典」成立の背景として、さしあたり人口減少問題の新たな深刻化と戦争の危機が挙げられるが、この問題については稿を改めて論じなければならない。

### **Voluntary Associations and National Policies in the Making of the French Maternal and Infant Welfare System: the case of Gustave Dron**

The history of French maternal and infant welfare (*protection maternelle et infantile*) shows that voluntary associations flourished, but that national policies were not developed, in the period from the end of nineteenth century to the first half of 1930s. Historians have emphasized the factors in national politics such as financial problems to explain this contrast. But it is also necessary to examine the attitudes and opinions of voluntary associations who were involved in maternal and infant welfare. Taking this starting point, this paper focuses on the activities of Gustave Dron, mayor of Tourcoing, a textile town in the north of France, in the first half of the twentieth century and who established a typical association for maternal and infant welfare at the beginning of the twentieth century.

The conclusion of this paper is that Dron's opinions about the relation between voluntary associations and national policies differed with concrete measures of maternal and infantile welfare. For example, as to the maternity leave system, he attached greater importance to national policies than to voluntary associations. But he appreciated voluntary initiatives for infant health consultation (*consultation des nourrissons*), and, consequently, only proposed moderate policies for their popularization. This conclusion suggests that at least one key-person involved with voluntary associations did not always strongly promote national policies in maternal and infant welfare. These attitudes must be considered to understand the making of the French maternal and infant welfare system.